

府議会における教育基本条例・職員基本条例強行に抗議する（声明）

大阪府議会は本日午後4時50分過ぎ、「教育行政基本条例案」「府立学校条例案」「職員基本条例案」および「懲戒・分限など関連条例の整備に関する条例案」を、大阪維新の会、公明党、自民党の賛成多数で可決した。

府立高校教職員の9割に達する反対署名、20万を超える府民署名、各界からの反対声明・アピール、全国からの懸念の声など、国民的反対世論を押し切って制定を強行したことは断じて許せない暴挙であり、満身の怒りを込めて抗議する。

府高教は、大阪維新の会が9月府議会に「教育基本条例案」「職員基本条例案」を提出して以降、①これらの条例案が教育をよくすることには一切つながらないこと、②そのねらいは、時の政治家が教育に不当に介入し、命令と処分による脅しで学校と教職員を支配することにあること、③実施されれば、教育はゆがめられ、子どもたちが犠牲になることを明らかにし、その撤回に向けて宣伝・対話・署名などのとりくみに全力をあげてきた。

そうした中、学校現場では、組合への所属やさまざまな立場を超え、管理職をも含めた反対世論が形成され、教育長が反対を表明し、教育長を除く府の教育委員全員が「白紙撤回されなければ総辞職する」と意見表明するなど、“オール教育現場”のかつてない共同が広がった。また、府立高等学校PTA協議会が「役員の総意として」撤廃を求める嘆願書を提出するなど、保護者からも反対が表明され、全国の教育者、法律家、文化人からも撤回を求める意見が殺到した。

短期間にこうした反対世論が広がったのは、条例案が、その根本において、軍国主義教育への反省の上に築かれた「教育への不当な支配は行ってはならない」との戦後民主教育の大原則を侵し、「子どもたちの人間としての成長・発達、人格の完成を目的として行う」という教育の条理を否定するものだからである。

11月のダブル選挙後、府教育委員会、府総務部が条例案への「対案」を作成、府市統合本部会議を経て、松井知事が知事提案として2月府議会に提出した。その内容は、私たちの運動と世論を反映して若干の修正が施されてはいるが、根本において維新の会の条例案と大きく変わるものではない。

条例のおもな問題点は以下の通りである。

第1に、条例は、「大阪府の教育目標は知事と委員会が協議して府議会に提出し、府議会で議決する」としているが、「協議が整わなかった場合」は知事に最終決定権を認めており、時の政治家が教育に不当に介入することに道を開くものである。また、条例推進勢力が、条文上は消えた「愛国心」や「競争に打ち勝つ人材育成」などを、新たに策定する教育振興基本計画に盛り込もうとしていることは明らかであり、教育への政治介入のねらいは戦後民主教育の変質にある。そのことは、安倍晋三元首相が、条例は「戦後レジームからの脱却」をめざした教育基本法改悪の方向をさらにすすめるものだと絶賛していることにも示されている。

第2に、条例は、「職務命令違反5回（同一命令3回）で免職」とするなど、学校現場に上意下達を徹底し、上からの命令に「モノ言わぬ教職員」づくりをすすめようとしてい

るが、これは、子どもたちのために行うべき教育を、時の政治家のための教育に作りかえようとするものである。また、「2年連続最下位評価で免職の対象」とし、知事部局には相対評価を導入するなど、職員・教職員の「数値目標」や「成果」による競争を徹底しようとしている。これらは、教育の条理に基づいて創造的・自由闊達に行われるべき教育活動を抑圧するとともに、教育現場において何より重要な教職員の共同を破壊し、学校の教育力を決定的に低下させるものである。

第3に、条例は、「2014年度から府立高校の学区を撤廃する」「定員割れが3年続けば再編整備の対象とする」としているが、これは、府立高校の序列化と偏差値による「輪切り」を強化し、受験競争をさらに過酷にするとともに、統廃合・高校つぶしで、希望するすべての子どもたちに高校教育の機会を保障することを否定し、とりわけ学力に課題を抱えた子どもたちの学ぶ権利を奪うものである。また、学校に「生き残りのための定員獲得競争」を強いることは、教育をゆがめ、教育活動に専念すべき教職員の多忙を増大させるものである。

昨年4月の統一地方選挙、11月のダブル選挙で大阪維新の会に票を投じた府民の思いは、全国にも増して貧困と格差が広がり、閉塞感が深まる状況の中で「政治を変えてほしい」という切実な願いである。また、圧倒的多数の府民が教育に求めているのは、すべての子どもたちの人間としての豊かな成長・発達、しっかりとした学力の保障である。

今回強行された条例は、こうした父母・府民の願いに一切応えないばかりか、逆に教育の格差を拡大し、困難を深刻化させるものであり、必然的に府民との矛盾を深めざるをえない。

現下の教育困難を打開し、真に府民の願いに応えるために求められているのは、条例がねらう格差拡大の新自由主義的教育施策ではなく、先進国中最低水準となっている教育条件を抜本的に改善し、憲法と子どもの権利条約、教育の条理に立ち返って、子どもたちひとり一人の人間としての成長・発達を保障する教育を実現することである。そのことが、この間の条例制定阻止のたたかいを通じて、“オール教育現場”とPTAなど父母・府民との共通認識としてひろがったことは極めて重要である。

府高教は、ここに深く確信を持ち、「教育をよくしたい」と願う国民との共同をさらに大きくひろげ、条例の早期撤廃を展望するとともに、当面、条例の具体化による教育こわし、職場こわしをはね返すたたかいに全力をあげるものである。

2012年3月23日
大阪府立高等学校教職員組合
執行委員長 志摩 毅